

1. **事業所経営法人の概要**

|       |                  |
|-------|------------------|
| 名 称   | 社会福祉法人 福角会       |
| 法人所在地 | 愛媛県松山市福角町甲1829番地 |
| 電話番号  | 089-978-5855     |
| 代表者氏名 | 理事長 芳野 道子        |

2. **事業所の概要**

|           |  |  |  |
|-----------|--|--|--|
| 名 称       | 障害者支援施設 松山福祉園  |  |  |
| 施設所在地     | 愛媛県松山市権現町甲141番地  |  |  |
| 指定年月日     | 平成24年4月1日  |  |  |
| 事業所番号     | 3810100564   |  |  |
| 施設の運営方針   | 利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から必要な援助及びサービスの提供を行います。            |  |  |
| 施設の種類の    | 施設入所支援   | 就労移行支援事業   | 生活介護事業   |
| 事業の目的     | 施設入所を利用される方に、主として夜間において、食事・入浴等の支援及び生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。 | 就労を希望する方(65歳未満)で、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うとともに、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のための支援を行う。 | 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動等の機会その他の身体能力又は生活能力の向上のための必要な日常生活上の支援を行う。 |
| 主たる対象者    | 知的障害者  | 知的障害者  | 知的障害者  |
| 定 員       | 40名  | 15名  | 25名  |
| 管理者氏名     | 芳野 妙   |  |  |
| サービス管理責任者 | 北尾 儀政  |  |  |
| 建 物       | 構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建<br>面積 入所棟：2, 156.00 m <sup>2</sup> 作業棟         |  |  |
| 電話番号      | 089-979-4566   |  |  |
| FAX       | 089-979-3412   |  |  |
| メール       | matufuku@poem.ocn.ne.jp  |  |  |
| 施設開設年月日   | 昭和57年4月1日  |  |  |
| 併設事業      | 就労継続支援B型・就労定着支援・共同生活援助・短期入所・日中一時                                   |  |  |
| 第三者評価実施状況 | 実施状況；有<br>実施年月日；令和4年10月25日・26日                                     |  |  |

|  |   |
|--|---|
|  | ひょうかきかん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい<br>評価機関；愛媛県社会福祉協議会<br>けつか かいじ しやかいふくしほうじんふくずみかい<br>結果の開示； <a href="https://www.hukuzumikai.com">社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com)</a><br>えひめけんほーむぺーじ<br>愛媛県ホームページ<br>わむねつとほーむぺーじ<br>WAMNETホームページ |
|--|---|

### 3. 事業所の設備等の概要

#### ① 利用者の寮 (単位 m<sup>2</sup>)

| 室名/階        | 2階 (男性)           | 3階 (女性・一部男性)     |
|-------------|-------------------|------------------|
| 居室 (個室)     | 2 2室(11.45~14.85) | 1 8室(11.7~14.85) |
| 居室収納        | 各居室(1.8)          | 各居室(1.8)         |
| ベランダ        | 各居室；有             | 各居室；有            |
| 居室冷暖房       | 各居室；有             | 各居室；有            |
| 居室テレビ       | 各居室；無             | 各居室；無            |
| 短期入所室       | 1室(13.50/収納含)     | 1室(13.50/収納含)    |
| 娯楽室         | 1室(13.50)         | 1室(13.50)        |
| 娯楽スペース      | フリースペース(13.50)    | フリースペース(13.50)   |
| 浴室 1        | 1室(13.99)         | 1室(13.99)        |
| 浴室 2        | 1室(5.57)          | 1室(5.57)         |
| 脱衣室         | 1室(18.29/失便室含)    | 1室(18.29/失便室含)   |
| トイレ・洗面・洗濯室  | 3室(40.65)         | 4室(50.05)        |
| 多目的トイレ      | 1室(6.78)          | 2室(14.42)        |
| 湯沸室         | 1室(5.33)          | 1室(5.33)         |
| 電話ボックス      | 1室 (1.97)         | 1室 (1.97)        |
| 喫煙室         | 1室 (2.34)         | 1室 (2.34)        |
| スタッフルーム・仮眠室 | 1室 (12.3)         | 1室 (12.29)       |

#### ② 医務室部分 (3階 (単位 m<sup>2</sup>))

|     |           |     |          |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|-----|----------|
| 医務室 | 1室(18.12) | 静養室 | 1室(5.70) | トイレ | 1室(2.73) |
|-----|-----------|-----|----------|-----|----------|

#### ③ 食堂部分 (1階 (単位 m<sup>2</sup>))

|         |             |     |            |         |           |
|---------|-------------|-----|------------|---------|-----------|
| 食堂      | 1室 (142.66) | 調理室 | 1室 (30.46) | 検収室     | 1室 (9.52) |
| 下処理コーナー | 1室 (10.59)  | 洗浄室 | 1室 (10.87) | 食品庫     | 1室 (4.62) |
| 準備室     | 1室 (5.75)   | 休憩室 | 1室 (12.70) | 洗面所・トイレ | 1室 (4.65) |

#### ④ その他設備 (1階 (単位 m<sup>2</sup>))

|        |            |           |            |           |            |
|--------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 多目的室   | 1室 (53.87) | 園長室       | 1室 (24.14) | 相談室 1     | 1室 (13.50) |
| 相談室 2  | 1室 (13.50) | 事務所       | 1室 (23.25) | 支援員室      | 1室 (62.51) |
| 多目的トイレ | 1室(6.97)   | 女性化粧室・トイレ | 1室(4.33)   | 男性化粧室・トイレ | 1室(8.78)   |
| 女性更衣室  | 1室(7.69)   | 男性更衣室     | 1室(4.95)   | 防災備品庫     | 1室(13.50)  |
| 備品庫    | 1室(6.99)   | 書庫        | 1室 (7.73)  | 階段下倉庫     | 3室 (14.42) |
| 倉庫     | 1室 (10.85) |           |            |           |            |

④ きぎょうとう 作業棟

|                                |                                     |                  |           |
|--------------------------------|-------------------------------------|------------------|-----------|
| てつ こう ぶ<br>鉄 工 部               | しゅうろういこうしえん<br>就 労 移行 支援            | 1 室 (134.05)     |           |
|                                | しゅうろうけいぞくしえんピーがた<br>就 労 継続 支援 B 型   | 1 室 (98.22)      |           |
|                                | せいかつかいご<br>生活 介護                    | 1 室 (144.00)     |           |
|                                | じむしょ しよくどう きゅうけいしつ<br>事務所・食 堂・休 憩 室 | 2 室 (57.96)      |           |
|                                | だんせいこういしつ<br>男性 更衣 室                | 1 室 (5.90)       |           |
|                                | じょせいこういしつ<br>女性 更衣 室                | 1 室 (4.33)       |           |
|                                | だんじよと い れ<br>男 女 トイ レ               | 2 室 (9.37)       |           |
| かくしゅせいひんせいぞうぶ<br>各 種 製 品 製 造 部 | せいかつかいご<br>生活 介護                    | 1 室 (53.87)      |           |
| せいかせいばんぶ<br>製 菓 製 パン 部         | しゅうろういこうしえん<br>就 労 移行 支援            | 1 室 (40.77)      |           |
|                                | しゅうろうけいぞくしえんピーがた<br>就 労 継続 支援 B 型   | 1 室 (77.30)      |           |
|                                | だんせいこういしつ<br>男性 更衣 室                | 1 室 (4.20)       |           |
|                                | じょせいこういしつ<br>女性 更衣 室                | 1 室 (5.00)       |           |
|                                | だんじよと い れ<br>男 女 トイ レ               | 2 室 (7.93)       |           |
| はいしよくさーびすぶ<br>配 食 サ ー ビ ス 部    | しゅうろういこうしえん<br>就 労 移行 支援            | 1 階 1 室 (69.32)  |           |
|                                |                                     | 2 階 一 部 (39.50)  |           |
|                                | しゅうろうけいぞくしえんピーがた<br>就 労 継続 支援 B 型   | 2 階 一 部 (44.45)  |           |
| と い れ<br>ト イ レ                 | 2 室 (4.7)                           | こ う い 室<br>更 衣 室 | 1 室 (8.1) |

4. じゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう  
従 業 者 の 配 置 状 況

おも じゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう  
《 主 な 従 業 者 の 配 置 状 況 》

| しよく しゅ<br>職 種                      | じょうきん<br>常 勤 | ひじょうきん<br>非 常 勤 | いんすう<br>員 数 |
|------------------------------------|--------------|-----------------|-------------|
| かんりしや<br>管 理 者                     | 1 名          | —               | 1 名         |
| さーびすかんりせきにんしや<br>サ ー ビ ス 管 理 責 任 者 | 1 名          | —               | 1 名         |
| いし しよくたく<br>医 師 ( 嘱 託 )            | —            | 1 名             | 1 名         |
| じむいん<br>事 務 員                      | —            | 2 名             | 2 名         |
| ちょうりいん<br>調 理 員                    | 4 名          | —               | 4 名         |
| えいようし<br>栄 養 士                     | 1 名          | —               | 1 名         |

しゅうろうしえんいこうしえん  
【 就 労 支 援 移 行 支 援 】

| しよく しゅ<br>職 種            | じょうきん<br>常 勤 | ひじょうきん<br>非 常 勤 | いんすう<br>員 数 |
|--------------------------|--------------|-----------------|-------------|
| しゅうろうしえんいん<br>就 労 支 援 員  | 2 名          | —               | 2 名         |
| しよくぎょうしえんいん<br>職 業 支 援 員 | 3 名          | —               | 5 名         |
| せいかつしえんいん<br>生 活 支 援 員   | 2 名          | —               |             |

せいかつかいご  
【 生 活 介 護 】

| しよく しゅ<br>職 種          | じょうきん<br>常 勤 | ひじょうきん<br>非 常 勤 | いんすう<br>員 数 |
|------------------------|--------------|-----------------|-------------|
| せいかつしえんいん<br>生 活 支 援 員 | 1 3 名        | 5 名             | 2 0 名       |
| かんごし<br>看 護 師          | 2 名          | —               |             |

【施設入所支援】

| 職 種       | 男性 | 女性 | 員数 |
|-----------|----|----|----|
| 生活支援員・看護師 | 1名 | 1名 | 2名 |

5. 主な職種の勤務体制

| 職 種               | 主 な 勤 務 体 制        |                            |                       |
|-------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|
| 管理者               | 8：30～17：30         |                            |                       |
| 支援員<br>指導員<br>看護師 | 通常                 | 8：30～17：30                 | 夜勤 14：00～翌10：00       |
|                   | はやで<br>早出          | ①6：00～15：00<br>②7：30～16：30 | おそで<br>遅出 10：00～19：00 |
| 栄養士               | 通常                 | 8：30～17：30                 | おそで<br>遅出 11：00～20：00 |
|                   | はやで<br>早出          | 6：00～15：00                 |                       |
| 調理員               | 通常                 | 9：00～18：00                 | おそで<br>遅出 11：00～20：00 |
|                   | はやで<br>早出          | 6：00～15：00                 |                       |
| 事務員               | 通常                 | 9：00～15：30                 |                       |
| 医師                | 13：00～17：00（月1回以上） |                            |                       |

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

| サービスの種類  | サービスの内容  |
|----------|--|
| 相談及び支援   | 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。  |
| 排せつ      | 利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。   |
| 入浴       | ご希望があれば入浴することも出来ます。  |
| 着脱衣      | 必要に応じて支援、確認を行います。  |
| 整容       | 確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。   |
| 日常生活支援   | 日常生活全般について、支援や見守りを行います。  |
| 保健医療サービス | 必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。<br>月1回13：00～17：00に医務室で嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。来園日は、お知らせします。<br><当施設の嘱託医師> 氏名；細田 能希（堀江病院 精神科）<br>緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。 |
| 生産活動     | <工賃の支払><br>上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。   |

|   |  |
|---|--|
| じっしゅう およ ぎゅうしよく<br>実習及び求職<br>かつどうなど しえん<br>活動等の支援 | こうきょうしよくぎょうあんていしよ しょうがいしゃしよくぎょうせん た ー などをかんけい機関と連携を取り<br>ながら職場実習の実施やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、<br>職場定着のための支援を行います。                                      |
| しゅうろういこうしえん<br>就労移行支援                             | いっほんしゅうろう ひつよう きそたいりよく こうじょう ちしきまな ー とう しゅうとく しえん<br>一般就労に必要な基礎体力の向上や知識マナー等の習得の支援を<br>行います。また、事業所外就労支援（職場実習やトライアル雇用等）<br>など一般就労に向けての支援を行います。     |
| ほうもんしえん<br>訪問支援                                   | じょうじさ ー び す りよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんかなど<br>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、<br>5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を<br>得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。 |
| よ かしえん<br>余暇支援                                    | よ かしえん きかい ていきょう<br>余暇支援の機会を提供します。   |

(2) かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょうがいさ ー び す ないよう  
介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

| サービスの種類                              | サービスの内容   |
|--------------------------------------|---|
| しょくじ<br>食事                           | 〈食事時間〉<br>朝食 7:30～ 8:15 (作業休日は8:00～8:45)<br>昼食 12:00～13:00<br>夕食 18:30～19:30<br>※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や嗜好等<br>を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 |
| とくべつ しょくじ<br>特別な食事                   | ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)   |
| かくしゆつ ぞ など<br>各種付き添い等                | ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。   |
| よ かつどう<br>余暇活動                       | 創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤い<br>のある生活を送ることができるよう支援を行います。   |
| あずか きんとうかんり<br>預り金等管理                | ご希望により、利用者預り金規程に基づいて、通帳・印鑑管理・小遣<br>い等の管理サービスを行います。  |
| にちじょうせいかつじょうひつよう<br>日常生活上必要と<br>なる支援 | ご希望により行います。<br>(日用品・被服・寝具類・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ご<br>み処分等)   |

さーびす がいよう  
＜サービスの概要＞

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

りようりょうきん  
7. 利用料金

(1) かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしょうがいさ ー び す ないよう りようきん  
介護給付費・訓練等給付費対象サービスの料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、

利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

(定率負担または利用者負担額といいます。)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので(3)利用者負担の軽減について【別表1】をご参照ください。また、障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

| 項目  | 料金                         |                          |      |
|---|----------------------------|--------------------------|------|
|   | 朝食                         | 昼食                       | 夕食   |
| 食事(一食あたり)                                     | 480円                       | 570円                     | 570円 |
| 特別な食事(外注料理等)                                  | 実費                         |                          |      |
| 光熱水費  | 6,252円/月                   |                          |      |
| 就労に向けての支援に必要な諸経費                              | 実費                         |                          |      |
| 嗜好品・贅沢品                                       | 実費                         |                          |      |
| 医療機関の受診                                       | 実費                         |                          |      |
| 特別な病院受診等に係る諸経費<br>(各種付き添い費を含む)                | 参加費                        | 実費                       |      |
|   | 交通費                        |                          |      |
|   | 付き添い費<br>30分               | (時間内) 600円<br>(時間外) 700円 |      |
| 余暇活動(創作活動・クラブ活動・旅行等)                          | 実費                         |                          |      |
| 預り金等管理サービス                                    | 10,000円/年                  |                          |      |
| 故意破損弁償代                                       | 実費<br>各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合 |                          |      |
| コピー費用   | 一枚                         | 10円                      |      |
| 各種証明書の発行(在園証明書等)                              | 一部                         | 100円                     |      |
| 日常生活上必要となる諸費用(日用品・被服・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ごみ処分等) | 実費                         |                          |      |

\* 1. 8. 利用料に定める「食費」「光熱水費」については補足給付にて、月あたりの負担額が軽減されます。

2. 食事をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』

にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、特別な食事外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

例・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

| 食事キャンセル料(原材料費相当額)     | 朝食 | 昼食   | 夕食   |
|-----------------------|----|------|------|
|                       |    | 165円 | 328円 |
| 食事キャンセル料(特別な食事/外注料理等) | 実費 |      |      |

- \* 3. 光熱水費については、年度により変更する場合があります。
- \* 4. 介護給付費・訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用の負担額を変更します。
- \* 5. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- \* 6. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費における(時間内)とは、8:30~17:30までとなります。それ以外の時間につきましては(時間外)の費用が適応されます。
- \* 7. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- \* 9. 工賃が年間288,000円(これを越えた部分の30%を含む)までは、介護給付費・訓練等給付費の定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないように工賃控除がなされています。

(3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

| 区分   | 世帯の収入状況  | 1ヶ月あたりの負担上限 |
|------|--|-------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯   | 0円          |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方   |             |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯<br>例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入<br>例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入 |             |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯(20歳未満)   | 9,300円      |
| 一般2  | 市町村民税課税世帯  | 37,200円     |

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。(金融機関がお休みの場合は翌営業日)

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落としでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合
  - 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734  
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子
  - 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339  
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

8. 利用に際しての留意事項

|                 |  |
|-----------------|--|
| 来訪・面会           | 原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。 |
| 外出・外泊           | 支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。  |
| 嘱託医師以外の医療機関への受診 | より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。                                      |
| 居室・設備・器具の利用     | 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。                               |
| 飲酒              | 成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。                                      |
| 喫煙              | 成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。   |
| 宗教活動・政治活動・営利活動  | 利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。  |
| 貴重品管理           | 利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただけます。                               |
| 動物の飼育           | 動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。  |
| 危険物等            | 危険物の持ち込みは禁止いたします。  |

9. 嘱託医師及び協力医療機関等

○ 嘱託医師

| 医師名   | 科名     | 所在地                | 電話番号         |
|-------|--------|--------------------|--------------|
| 越智麻里奈 | 精神科・内科 | 松山市福角町甲1582 (堀江病院) | 089-978-0783 |

○ 協力医療機関

| 医療機関名 | 科名     | 所在地         | 電話番号         |
|-------|--------|-------------|--------------|
| 堀江病院  | 精神科・内科 | 松山市福角町甲1582 | 089-978-0783 |



|                                |                |                                    |              |
|--------------------------------|----------------|------------------------------------|--------------|
| やのなにか<br>矢野内科                  | ないか<br>内科      | まつやましひがしながと ちょうめ<br>松山市東長戸1丁目10-18 | 089-922-5522 |
| やまもとせいけいげか<br>山本整形外科           | せいけいげか<br>整形外科 | まつやましうちみやちょう<br>松山市内宮町533-4        | 089-979-5151 |
| まことしかくりにつく<br>まこと歯科クリニック       | しか<br>歯科       | まつやましふくずみちょう<br>松山市福角町 5 3 8 - 1 0 | 089-978-7677 |
| やまなかないか しょうかきないか<br>山中内科・消化器内科 | ないか<br>内科      | まつやましうちみやちょう<br>松山市内宮町558-1        | 089-978-7611 |

じゅしんいりょうきかん  
○受診医療機関

| 医療機関名                          | 科名                         | 所在地                          | 電話番号         |
|--------------------------------|----------------------------|------------------------------|--------------|
| 愛媛大学医学部附属病院                    | ぜんか<br>全科                  | とうおんししづかわ<br>東温市志津川          | 089-964-5111 |
| 愛媛県立中央病院                       | ぜんか<br>全科                  | まつやましかずがまち<br>松山市春日町83       | 089-947-1111 |
| 松山赤十字病院                        | ぜんか<br>全科                  | まつやましぶんぎょうちょう<br>松山市文京町1     | 089-924-1111 |
| みなみまつやま びょういん<br>南松山 病院        | ぜんか<br>全科                  | まつやましあそだ<br>松山市朝生田1-3-10     | 089-941-8255 |
| えひめせいきょうびょういん<br>愛媛生協病院        | ぜんか<br>全科                  | まつやましきしちょう<br>松山市来住町 1091-1  | 089-976-7001 |
| おかもとげか<br>岡本外科                 | げか いちょうか<br>外科・胃腸科         | まつやましたかざちょう<br>松山市高木町255-1   | 089-978-2282 |
| そがめひふか<br>十亀皮膚科                | ひふか<br>皮膚科                 | まつやましどうごまち<br>松山市道後町1-6-30   | 089-943-5067 |
| まるやまじびいんこうか ひふか<br>丸山耳鼻咽喉科・皮膚科 | じびか ひふか<br>耳鼻科・皮膚科         | まつやましうちみやちょう<br>松山市内宮町543-1  | 089-960-4111 |
| さなだがんか<br>さなだ眼科                | がんか<br>眼科                  | まつやましひがしながと<br>松山市東長戸1-8-6   | 089-926-3377 |
| さかいさんふじんか<br>酒井産婦人科            | さんか ふじんか<br>産科・婦人科         | まつやましうちみやちょう<br>松山市内宮町512-9  | 089-978-3888 |
| 晃澤 登シタルクリニック                   | しか<br>歯科                   | まつやましおがわこう<br>松山市小川甲200-1    | 089-994-3777 |
| えひめけんこうくほけんせんた二<br>愛媛県口腔保健センター | しか<br>歯科                   | まつやましやないまち<br>松山市柳井町2-6-2    | 089-932-5047 |
| にのみやきょうせいしか<br>二宮矯正歯科          | きょうせいしか<br>矯正歯科            | まつやましちふねまち<br>松山市千舟町7-10-1   | 089-921-3111 |
| はらじゅんかんきか ないか<br>原循環器科・内科      | じゅんかんきか ないか<br>循環器科・内科     | まつやましいわだに<br>松山市 祝谷2-12-32   | 089-917-7755 |
| かわたに せいけいげか<br>川谷 整形外科         | せいけいげか<br>整形外科             | まつやましつねたけこう<br>松山市常竹甲379-1   | 089-997-7800 |
| うめおかしんじょうクリニック<br>うめおか神経クリニック  | てんかんがいらい<br>てんかん外来         | まつやましにぼんちょう<br>松山市二番町 3-8-21 | 089-913-0133 |
| まつやま きねん びょういん<br>松山 記念 病院     | せいしんか<br>精神科               | まつやましみなさわ<br>松山市美沢1-10-38    | 089-925-3211 |
| なごみほすびたる<br>和ホスピタル             | せいしんか<br>精神科               | まつやましやなぎはら<br>松山市柳原739       | 089-992-0700 |
| こころのクリニックたちばな<br>こころのクリニックたちばな | しんりょうないか せいしんか<br>心療内科・精神科 | まつやまししのめちやう<br>松山市東雲町 2-2    | 089-933-7700 |
| わたなべひ にょうきか ないか<br>渡部泌尿器科 内科   | ひにょうきか ないか<br>泌尿器科・内科      | まつやましやまごえまち<br>松山市山越町445-1   | 089-922-7088 |

ひじょうさいがいじ たいおう  
10. 非常災害時の対応

|                          |  |
|--------------------------|--|
| ひじょうじ たいおう<br>非常時の対応     | べつと さだ ぼうさいけいかく たいおう<br>別途に定める防災計画により対応します。  |
| ぼうかかかんりせきにんしゃ<br>防火管理責任者 | いしまる ゆうさく<br>石丸 雄策   |
| ひ なん くんれん<br>避難訓練        | しょうぼうほう さだ つき1かい くんれん りようしゃ ほんにんさんか うえじつし<br>消防法に定められた月1回の訓練を利用者ご本人参加の上実施  |
| ぼうさいせつび<br>防災設備          | ひなんかいだん ひなんぐち ぼうかど すぶりんくら せつび じどうかさいつほうそうち<br>避難階段・避難口・防火戸・スプリンクラー設備・自動火災通報装置<br>ろうでんかさいけいほうき ひじょうけいほうせつび ひなんきぐ きゅうじょぶくろ ゆうどうとう ゆうどうひょうしき<br>漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具(救助袋)・誘導灯・誘導標識<br>ぼうかようすい ひじょうでんげんせつび しょうかき びやくひん<br>防火用水・非常電源設備・消火器・備蓄品 |

## 1.1. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

### ① 主治医

|       |              |
|-------|--------------|
| 医療機関名 | 堀江病院         |
| 住所    | 松山市福角町甲1582  |
| 電話番号  | 089-978-0783 |
| 主治医氏名 | 越智麻里奈        |

### ② ご家族緊急連絡先

|      |         |
|------|---------|
| 氏名   | ぞくから 続柄 |
| 住所   |         |
| 電話番号 |         |

## 1.2. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

### (1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

### ① 事業所内の受付窓口

| 担当名   | 職名・役職名        | 氏名                 | 住所                              | 電話番号         |
|-------|---------------|--------------------|---------------------------------|--------------|
| 受付担当者 | 松山福祉園係長       | いましゆくまりえ<br>今宿麻利恵  | まつやましごんげんちようこう<br>松山市権現町甲141    | 089-979-4566 |
| 第三者委員 | 福角会監事         | こばやし やすかず<br>小林 保一 | まつやましよしふじ ちようめ<br>松山市吉藤2丁目17-46 | 089-922-5265 |
|       | 福角会評議員選任・解任委員 | やぎ たかのり<br>八木 孝教   | まつやましほりえちようこう<br>松山市堀江町甲1378-5  | 089-979-0405 |
| 解決責任者 | 松山福祉園園長       | よしの たえ<br>芳野 妙     | まつやましごんげんちようこう<br>松山市権現町甲141    | 089-979-4566 |

### ② 行政等の受付機関

| 機関名        | 職名           | 住所                          | 電話番号         |
|------------|--------------|-----------------------------|--------------|
| 愛媛県        | 保健福祉部障がい福祉課  | まつやましいちばんちよう<br>松山市一番町4-4-2 | 089-941-2111 |
| 松山市        | 福祉事務所・障がい福祉課 | まつやましにばんちよう<br>松山市二番町4-7-2  | 089-948-6849 |
| 愛媛県社会福祉協議会 | 運営適正化委員会     | まつやましもちだまち<br>松山市持田町3-8-15  | 089-998-3477 |

### (2) 虐待防止に関する窓口

事業所は障害者支援施設の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

| 担当名     | 氏名    | 住所         | 電話番号         |
|---------|-------|------------|--------------|
| 虐待防止責任者 | 今宿麻利恵 | 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |

② 行政等の受付機関

| 機関名             | 住所          | 電話番号         |
|-----------------|-------------|--------------|
| 愛媛県障がい者権利擁護センター | 松山市一番町4-4-2 | 089-933-1577 |
| 松山市障がい者虐待防止センター | 松山市二番町4-7-2 | 089-948-6849 |

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束をいたしません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に対して、委員会での検討結果を周知研修を実施する等の措置を講じます。

|      |   |
|------|---|
| 切迫性  | 利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合 |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合        |
| 一時性  | 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合                   |

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.3. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

| 担当名       | 氏名   | 住所         | 電話番号         |
|-----------|------|------------|--------------|
| 個人情報保護管理者 | 芳野 妙 | 松山市権現町甲141 | 089-979-4566 |

(1) 従業員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

\*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中に必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

わたし ほんしょめん もと  
 私は本書面に基<sup>もと</sup>づいて、これから利用<sup>りよう</sup>する指定障害者支援施設<sup>していしょうがいしゃしえんしせつ</sup>の重要<sup>じゅうよう</sup>な事項<sup>じこう</sup>について、  
 まつやまふくしえん しよくめい  
 松山福祉園 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ から説明<sup>せつめい</sup>を受けました。  
 ほんしょめん  
 本書面<sup>ほんしょめん</sup>について、扶養義務者<sup>ふようぎむしやとう</sup>等の立会<sup>たちあ</sup>いにて説明<sup>せつめい</sup>を受ける場合は、立会人欄<sup>たちあいにらん</sup>に署名押印<sup>しよめいおういん</sup>するものとします。

れいわ ねん がつ にち  
 令和 年 月 日

りようしゃ  
 利用者  
 じゅう しょ  
 住 所 \_\_\_\_\_

し めい  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

たちあいにん  
 立会人  
 じゅう しょ  
 住 所 \_\_\_\_\_

し めい  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

りようしゃ かんけい  
 利用者との関係 ( )

とうじぎょうしょ していしょうがいしゃしえんしせつ さーびす ていきよう  
 当事業所<sup>とうじぎょうしょ</sup>は、指定障害者支援施設サービス<sup>していしょうがいしゃしえんしせつ さーびす</sup>の提供<sup>ていきよう</sup>にあたり、本書面<sup>ほんしょめん</sup>に基<sup>もと</sup>づいて、重要事項<sup>じゅうようじこう</sup>について説明<sup>せつめい</sup>いたしました。

じぎょうしょ  
 事業所  
 しょざいち えひめけんまつやましごんげんちよう ばんち  
 (所在地) 愛媛県松山市権現町 1 4 1 番地  
 な しやう ま つ や ま ふ く し えん  
 (名 称) 松 山 福 祉 園  
 えん ちやう よ し の たえ いん  
 園 長 芳 野 妙 印